

鳥獣被害防止総合対策事業
(鳥獣被害防止総合対策交付金)

農村振興課

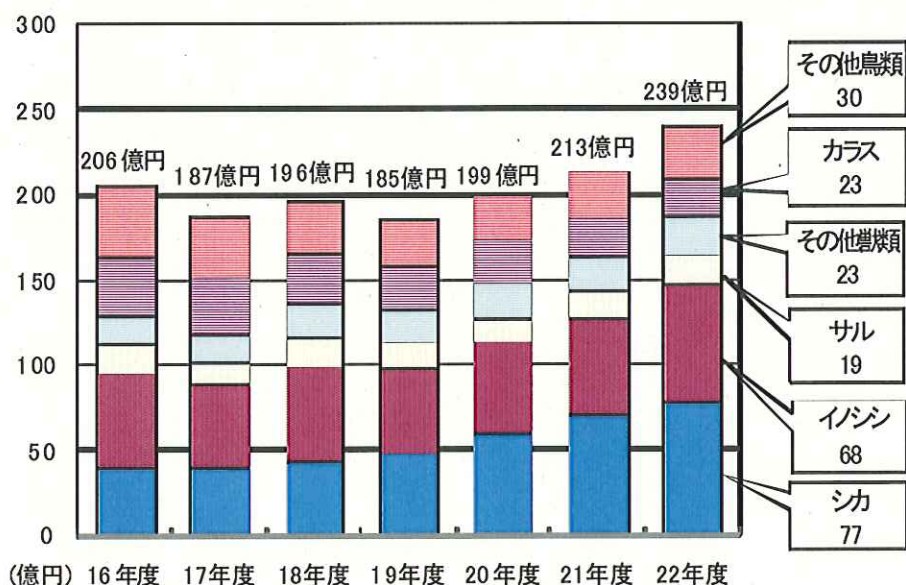
鳥獣被害防止総合対策事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）の 制度の概要について

徳 島 県

1 制度の目的

- (1) 鳥獣による農作物被害は、平成11年度から全国で200億円前後で推移し、営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響があることから、平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のため特別措置に関する法律（以下法律とする）」が制定された。
- (2) この法律では、鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、農林水産大臣は被害防止施策の基本指針を作成するよう定められている。またこの基本指針に則して、市町村が被害防止計画を策定することで、財政的な支援を受けることができる。
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金（以下交付金という）は、法律の主旨を受けて、市町村が策定した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組に対する支援を目的として、平成20年度から予算化された。

○ 農作物被害額の推移（全国）



2 制度の概要

(1) 事業実施主体

被害防止計画を策定した市町村と猟友会やＪＡなど関係機関で組織された協議会

(2) 補助対象

○ソフト対策

- ・推進体制の整備（協議会の開催等）
- ・個体数調整（捕獲檻による野生鳥獣の捕獲）
- ・被害防除（追い払い活動の実施）
- ・生息環境管理（放任果樹の伐採等）等

○ハード対策

- ・侵入防止柵の設置（金網柵や電気柵の設置）等

(3) 補助率

○ソフト対策：定額

○ハード対策：１／２以内（条件不利地域 55/100以内）

侵入防止柵の自力施行を行う場合は、資材費への定額補助

ハード対策の補助率の「侵入防止柵の自力施行を行う場合は、資材費への定額補助」は平成23年度から適用されている

(4) 平成24年度交付金については、事業内容や補助率が次の通り変更された。

- ・ソフト対策の補助率が原則１／２となった。（新規地区及び鳥獣被害対策実施隊の活動にかかる経費は定額）
- ・モンキードッグの育成経費は新たにに取り組む事業実施主体に限定。追い払いに使用する花火が原則補助対象外となるなど、補助対象に変更があった。
- ・捕獲檻や侵入防止柵等に新たに上限単価が設定された。

○鳥獣被害対策実施隊

法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う、「鳥獣被害実施隊」を設置することができる。実施隊の隊員となれるのは、「①市町村職員」、「②狩猟者等、被害防止施策に積極に取り組むことが見込まれる者」であり、市町村長の任命を受けた者である。このうち民間の隊員は市町村の非常勤特別職となる。

※ 鳥獣被害防止総合対策交付金は当初は県財政を経由せずに、国が直接採択をしていたが、平成22年度予算から県財政を経由するようになった。なお、県域をまたがる広域の協議会については、現在も国が直接採択している。

鳥獣被害防止総合対策事業

[平成24年度当初予算額175,800千円]



中山間地域等での鳥獣被害の
軽減による耕作放棄地の発生防止



野生鳥獣の集落等への侵入防止
対策の推進

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援。

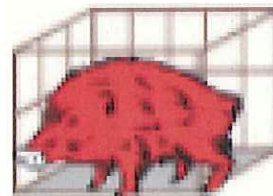
1 ソフト対策

【事業実施主体】
地域協議会

【事業内容】

- 地域ぐるみの被害防止活動
(捕獲機材の導入、追い払い活動等)
- 地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等

【補助率】1/2または定額(新規地区、鳥獣被害対策実施隊の活動に関する経費は定額。定額の場合1市町村当たり原則 2百万円以内)



捕獲機材の導入

2 ハード対策

【事業実施主体】
地域協議会

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設※
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設

【補助率】1/2以内(条件不利地域は55/100以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵

平成23年度実績の概要と平成24年度の推進方針(案)について

1 平成23年度実績の概要

(1) 本県への配分額

前年度の予算額を大幅に上回る予算を確保し、各地域協議会が実施する総合的な対策を支援した。

(単位：千円)

	当初予算	9月補正	2月補正	最終
平成22年度	35,000	－	▲21,046	13,954
平成23年度	70,400	112,665	－	183,065

(2) 10協議会（13市町村）が本交付金を活用し、追い払いの実施や侵入防止柵の整備等の対策を実施した。

県全体の主な取組は、侵入防止柵の整備308.3km、捕獲檻の整備164基、モンキードッグの育成頭数11頭となっている。

ソフト対策	25,953千円
ハード対策	157,112千円
合 計	183,065千円

○交付金を活用した協議会

- 鳴門市有害鳥獣駆除対策協議会（鳴門市）
- 美馬市有害鳥獣被害防止対策協議会（美馬市）
- 三好市鳥獣被害防止対策協議会（三好市）
- 上勝町鳥獣害防止対策協議会（上勝町）
- 佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会（佐那河内村、神山町）
- 海部郡鳥獣害被害対策協議会（牟岐町、美波町、海陽町）
- 板野町有害鳥獣対策協議会（板野町）
- 上板町有害鳥獣対策協議会（上板町）
- つるぎ町有害鳥獣捕獲対策協議会（つるぎ町）
- 東みよし町有害鳥獣被害防止対策協議会（東みよし町）

○鳥獣被害対策として整備した施設等の実績

施 設 等	鳥獣被害防止総合対策交付金事業		
	(H20～H22)	H23	計
侵入防止柵計	48.5 km	308.3 km	356.8 km
電気柵	3.5 km	72.0 km	75.5 km
防護柵	45.0 km	236.3 km	281.3 km
捕獲檻	155 基	164 基	319 基
モンキードッグ	13 頭	11 頭	24 頭
食肉処理施設	1 施設	0 施設	1 施設

※四捨五入の関係で合計値が一致しない場合がある。

※モンキードッグは4頭が死亡したため実働は26頭

○12市町村で鳥獣被害対策実施隊が設置された。

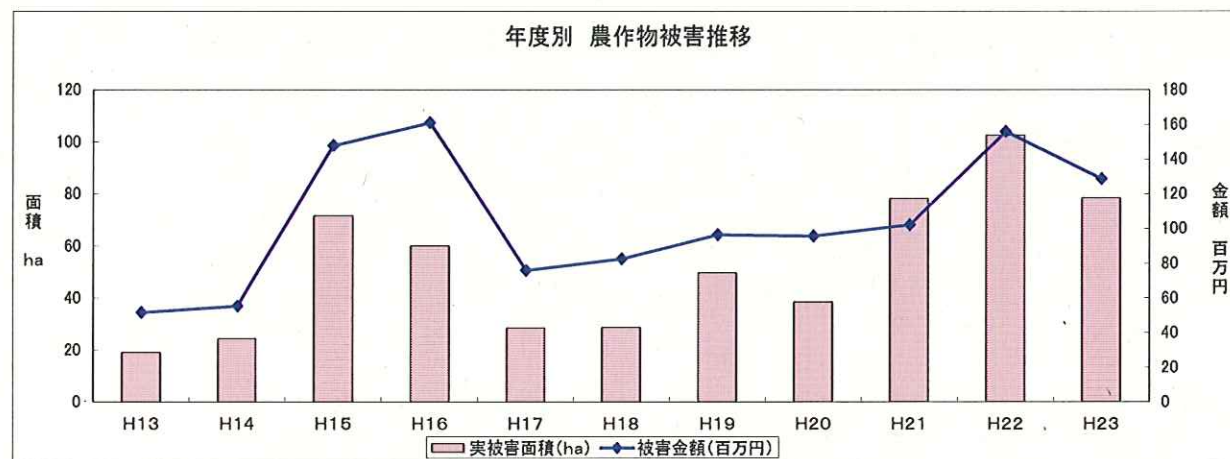
2 平成24年度の推進方針(案)

(1)野生鳥獣による農林水産業等への被害は、平成23年度は平成22年度と比較してやや減少したが、被害金額は1億2千万円を上回っており、深刻な状況にはかわりなく、継続した取組が必要である。

徳島県 野生鳥獣による農作物被害の推移

(林産・水産物を除く)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年比
実被害面積 ha	獣類計	0.4	1.4	1.5	1.3	1.3	3.0	10.8	12.3	15.4	28.6	25.8	90%
	シカ	0.4	1.4	1.5	1.3	1.3	3.0	10.8	12.3	15.4	28.6	25.8	90%
	サル	1.8	4.8	12.0	8.5	5.3	10.0	15.3	9.2	18.5	23.3	18.6	80%
	イノシシ	15.8	13.3	34.1	46.0	16.61	12.1	13.1	13.9	19.6	33.8	27.7	82%
	その他獣類	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	0.4	0.2	0.4	6.1	0.7	12%
	小計	18.0	19.5	47.6	56.1	23.3	25.2	39.6	35.6	53.9	91.8	72.8	79%
	鳥類計	1.0	4.9	24.1	4.0	5.1	3.5	10.0	2.8	24.3	10.6	5.6	52%
総計		19.0	24.4	71.7	60.1	28.4	28.7	49.6	38.4	78.2	102.4	78.4	77%
被害金額 千円	獣類計	1,111	2,014	2,803	2,956	4,108	9,274	18,697	25,706	29,225	47,473	43,252	91%
	シカ	1,111	2,014	2,803	2,956	4,108	9,274	18,697	25,706	29,225	47,473	43,252	91%
	サル	4,611	12,100	26,197	35,330	21,134	30,059	39,222	29,723	39,878	36,675	37,695	103%
	イノシシ	40,969	31,172	61,405	110,993	38,152	25,496	23,628	26,653	23,226	41,888	36,449	87%
	その他獣類	22	0	0	1,428	103	361	949	498	1,030	1,400	2,125	152%
	小計	46,713	45,286	90,405	150,707	63,497	65,190	82,496	82,580	93,359	127,436	119,521	94%
	鳥類計	4,972	10,116	57,501	10,355	12,405	17,484	13,949	13,203	8,992	28,469	9,212	32%
総計		51,685	55,402	147,906	161,062	75,902	82,674	96,445	95,784	102,351	155,905	128,733	83%



- (2) 昨年度の補正後の予算額とほぼ同額を当初予算で計上し、各地域協議会の活動を支援する。

(単位：千円)

	当初予算	9月補正	2月補正	最終
平成23年度	70,400	112,665	—	183,065
平成24年度	175,400			

- (3) 11協議会（14市町村）が実施する取組が効果的に進むよう支援する。

3 重点指導事項

- (1) 市町村等を対象とした制度説明会及び研修会を開催し、制度の周知徹底と適正な運用について指導を行う。
- (2) 効果的な対策が進むよう、鳥獣被害防止対策フォーラムや鳥獣被害対策指導員研修等、関係機関や住民等を対象とした被害対策の普及啓発を行う。

4 事業実施計画

被害の実態や各地域の予防をふまえ、地域協議会が実施する侵入防止柵の設置や、捕獲による個体数調整、追い払い活動など、地域ぐるみの総合的な取組を支援する。

○侵入防止柵

農作物等を鳥獣から守るために、加害する獣種や被害を受けている作物など、地域の実情にあわせて設置。



・ワイヤーメッシュ柵

金属製の棒が格子状に組まれた柵。主にイノシシ、シカ対策として整備される。イノシシ対策としては1.2m程度、シカ対策としては1.7m程度の高さが必要である。

設置後の管理が比較的容易であるが、急傾斜地では設置が難しい面もある。



・ネット柵

樹脂繊維で編まれた網。金属が編み込まれているものもある。主にイノシシ、シカ対策として整備される。イノシシ対策としては1.2m程度、シカ対策としては1.7m程度の高さが必要となる。

軽量であり、急傾斜地で隙間なく設置しやすいが、鳥獣に食い破られて、侵入されることがあるので、補修などの管理が必要である。



・電気柵

電気による衝撃により侵入を防止する柵。主にイノシシ、シカ対策として整備される。イノシシ対策としては2段程度、シカ対策としては5段程度の高さが必要となる。

草等が電線に接触すると、電気による衝撃を十分与えられないため、草刈り等の管理が必要である。



・複合柵

柵の種類による短所を補完するために、複数の種類の柵を組みあわせて設置された柵。写真はワイヤーメッシュの上部に電柵を設置している。ワイヤーメッシュ単独ではサルの侵入防止対策とはならないが、電気柵を追加で設置することにより、サル対策として有効な柵となる。

○捕獲檻



・捕獲檻

箱ワナともいう。中に米ぬかやサツマイモなどのエサを置き、誘引し捕獲する。獣種等に応じて様々なタイプがある。野生鳥獣による被害を軽減するため、個体数の調整が進められており、捕獲檻の他にも「くくりワナ」や銃猟で捕獲されている。

○モンキードッグ



・モンキードッグ

「徳島県モンキードッグ利用ガイドライン」に基づき、サルを追い払うことを目的とし、訓練を受けて利用される犬。

一時的な係留の解除が認められている。

